新潟県条例第５号

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１条　職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（退職手当の調整額） **第７条の４**　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算につき、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第26条の規定による休業その他これらに準ずる事由又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）第20条若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第５号）第19条の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額（当	（退職手当の調整額） **第７条の４**　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算につき、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第26条の規定による休業その他これらに準ずる事由又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）第20条若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第５号）第19条の規定による休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額（当

該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) 第１号区分　70,400円 (2) 第２号区分　65,000円 (3) 第３号区分　59,550円 (4) 第４号区分　54,150円 (5) 第５号区分　43,350円 (6) 第６号区分　32,500円 (7) 第７号区分　27,100円 (8) 第８号区分　21,700円 (9) （略）	該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) 第１号区分　54,150円 (2) 第２号区分　50,000円 (3) 第３号区分　45,850円 (4) 第４号区分　41,700円 (5) 第５号区分　33,350円 (6) 第６号区分　25,000円 (7) 第７号区分　20,850円 (8) 第８号区分　16,700円 (9) （略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	４　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第３条第２項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が５年以上24年以下のもの　第１項第１号から第７号まで又は第９号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第８号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
(1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が１年以上４年以下のもの　第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額 (2) （略） (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの　第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額 (4) （略）	(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が１年以上４年以下のもの　前号の規定により計算した額の２分の１に相当する額 (3) （略） (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの　第１号の規定により計算した額の２分の１に相当する額 (5) （略）
５　（略）	５　（略）
附　則	附　則
第24条　昭和62年３月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第２項に規定する承継法人であつて同条第１項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第２条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年４月１日以後の承継法人	**第24条**　昭和62年３月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第２項に規定する承継法人であつて同条第１項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第２条第１項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年４月１日以後の承

等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
第25条　平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第２条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第１項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第２条第１項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	**第25条**　平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第２条第１項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第１項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第２条第１項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この条において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第２条　新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（退職手当の特例） **第６条**　次の各号に掲げる者が引き続いて特別職の職員となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算する。 (1)・(2)　（略）	（退職手当の特例） **第６条**　次の各号に掲げる者が引き続いて特別職の職員となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の特別職の職員としての在職期間に通算する。 (1)・(2)　（略） (3)　一般職員（前号に掲げる者を除く。）　その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間
２　前項に規定する者の退職手当の額は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1)　（略） (2)　特別職の職員となる直前の国家公務員又は一	２　前項に規定する者の退職手当の額は、第４条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1)　（略） (2)　特別職の職員となる直前の国家公務員又は一

般職員を退職した日（以下この号において「直前退職日」という。）に受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）及び前項第１号又は第２号の勤続期間を基礎として直前退職日において一般職の条例の規定の例により算出したものとして得た額

３　第１項に規定する者が、当該特別職の職員を退職し、引き続いて国家公務員となつたときは、第３条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附　則

１～３　（略）

４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員又は新潟県教育委員会の教育長（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。

５　（略）

般職員を退職した日（以下この号において「直前退職日」という。）に受けていた俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）及び前項第１号又は第２号若しくは第３号の勤続期間を基礎として直前退職日において一般職の条例の規定の例により算出したものとして得た額

３　第１項第１号又は第２号に規定する者が、当該特別職の職員を退職し、引き続いて国家公務員となつたときは、第３条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附　則

１～３　（略）

４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員又は新潟県教育委員会の教育長（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。

５　（略）

６　当分の間、一般職員等が、引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となり、かつ、引き続き地方公営企業管理者又は知事の秘書として在職した後引き続いて特別職の職員（地方公営企業管理者及び知事の秘書を除く。以下この項において同じ。）となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間、一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間及び地方公営企業管理者又は知事の秘書としての在職期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)　特別職の職員としての在職期間（次号に規定する期間を除く。）について第４条の規定により算出して得た額

(2)　一般職の条例に規定する一般職員としての勤

	続期間、一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間及び地方公営企業管理者又は知事の秘書としての在職期間について附則第４項の規定の例により算出して得た額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　職員（職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員をいう。以下この項から第４項までにおいて同じ。）が新条例適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第１条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新一般職員退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として施行日以後平成30年３月31日までの間に退職した場合であって、その者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新潟県条例第６号。以下この項及び附則第４項において「条例第６号」という。）附則第２項の規定による退職手当の額の支給を受けない職員である場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、かつ、その者の退職の日における年齢を施行日の前日における年齢とみなして、第１条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧一般職員退職手当条例」という。）第２条の４から第５条の３まで及び第７条から第７条の５まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第６号附則第６項及び第７項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号。以下この項及び附則第４項において「条例第41号」という。）附則第３項から第６項まで並びに職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第93号。以下この項及び第４項において「条例第93号」という。）附則第４項の規定により計算した退職手当の額が、新一般職員退職手当条例第２条の４から第５条の３まで及び第７条から第７条の５まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第６号附則第６項及び第７項、条例第41号附則第３項から第６項まで並びに条例第93号附則第４項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3　職員のうち新一般職員退職手当条例第８条第５項及び第６項並びに第11条第１項から第３項までの規定により新一般職員退職手当条例第５条の２第２項第２号から第19号までに掲げる在職期間が新一般職員退職手当条例第８条第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新条例適用職員として施行日以後平成30年３月31日までの間に退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

4　職員が施行日以後平成30年３月31日までの間に新条例適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額が、その者の退職の日において属する職務の級及び号給の別に対応する一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第84号。以下この項において「条例第84号」という。）第４条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「改正前の一般職員給与条例」という。）、条例第84号第８条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。）、条例第84号第11条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第４号）及び条例第84号第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の規定による給料月額（その者の退職の日において属する職務の級におけるその者の号給が、改正前の一般職員給与条例及び改正前の市町村立学校職員給与条例の規定によるその者の職務の級における最高の号給を超えることとなる場合は、改正前の一般職員給与条例及び改正前の市町村立学校職員給与条例の規定によるその者の職務の級における最高の号給の給料月額）を退職の日の給料月額とみなして旧一般職員退職手当条例第２条の４から第５条の３まで及び第７条から第７条の５まで並びに附則第17条及び第26条から第28条まで、条例第６号附則第６項及び第７項、条例第41号附則第３項から第６項まで並びに条例第93号附則第４項の規定により

計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 平成27年４月１日以後平成28年３月31日までの間に退職した者　新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額（その額が10万円を超える場合には、10万円）

(2) 平成28年４月１日以後平成29年３月31日までの間に退職した者　新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額（その額が６万円を超える場合には、６万円）

(3) 平成29年４月１日以後平成30年３月31日までの間に退職した者　新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額（その額が３万円を超える場合には、３万円）

5　第２条の規定による改正後の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の規定は、施行日以後に特別職の職員（新潟県特別職の職員の退職手当支給条例附則第４項又は第５項に規定する地方公営企業管理者及び知事の秘書を除く。以下同じ。）となった者の退職手当について適用し、同日前に特別職の職員となった者の退職手当については、なお従前の例による。この場合において、従前の例によることとされる新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第６条第２項第２号中「俸給月額又は給料月額（当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）」とあるのは「俸給月額又は給料月額（前項第１号又は第２号に掲げる者にあつては、当該俸給月額又は給料月額に改定があつた場合には、当該特別職の職員を退職した日における改定後の俸給月額又は給料月額）」と読み替えるものとする。

（委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は人事委員会が定める。